

申込期限は  
3月31日

一時的に資金が必要な人が対象  
緊急小口資金の特例貸付



新型コロナウイルス感染症の影響を受け、緊急に生計維持のための資金を必要とする世帯を対象に、緊急小口資金の特例貸付を行っています。

■対象 休業などにより収入が減少し、緊急かつ一時的な生計維持のための貸し付けを必要とする世帯

■貸付上限額 10万円

※次のいずれかに該当する場合は20万円

- ▶世帯に新型コロナウイルス感染症の罹患者がいる場合▶世帯に要介護者がいる場合▶4人以上の世帯の場合▶小学校などの臨時休業により子どもの世話が必要となった労働者がいる場合一など

■償還期間 据置後2年以内(据置期間は令和4年3月末まで)

- 貸付利子 無利子
- 保証人 不要
- 申込期限 3月31日(水)
- 申し込み方法 申込書に必要事項を記入の上、▶本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)▶収入が確認できる書類(給与明細書、口座通帳など)▶振込口座確認書類(口座通帳、キャッシュカードなど)一の写しを添えて、下記へ持参

【問い合わせ・申し込み】 花巻市社会福祉協議会総合相談室(市役所新館1階☎22-6708)

申込期限は  
3月31日

生活の立て直しが必要な人が対象  
総合支援資金の特例貸付



新型コロナウイルス感染症の影響を受け、日常生活の維持が困難な世帯を対象に、総合支援資金の特例貸付を行っています。

■対象 収入の減少や失業などにより生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

■要件 生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関(花巻市社会福祉協議会)の支援を受けることに同意すること

■貸付期間 原則3カ月以内

※状況に応じて、貸付期間をさらに3カ月以内で延長できる場合があります

■貸付上限額 ▶単身…月15万円▶2人以上…月20万円

■償還期間 据置後10年以内(据置期間1年以内)

■貸付利子 無利子

- 保証人 不要
- 申込期限 3月31日(水)
- 申し込み方法 申込書に必要事項を記入の上、▶本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)▶収入が確認できる書類(給与明細書、口座通帳など)▶振込口座確認書類(口座通帳、キャッシュカードなど)一の写しを添えて、下記へ持参

3月末までに貸し付けを受けた世帯は、再貸付制度を利用できる場合があります。詳しくは下記へお問い合わせください

【問い合わせ・申し込み】 花巻市社会福祉協議会総合相談室(市役所新館1階☎22-6708)

支給期間は  
6月30日まで

国民健康保険・後期高齢者医療の被保険者が対象  
傷病手当金を支給しています



国民健康保険または後期高齢者医療の被保険者で、新型コロナウイルス感染症の影響により、勤務先から給与の全部または一部を受け取ることができなかった場合に、傷病手当金を支給します。

今回、支給期間に定められていた期間要件を6月30日まで延長。4月1日以降においても一定の期間、傷病手当金を受けられるようになりました。

■対象 次の要件を全て満たす人

- ▶国民健康保険または後期高齢者医療に加入している人▶新型コロナウイルス感染症に感染または発熱などの症状で感染の疑いがあり、就労できなかった期間がある人▶勤務先から給与の支払いを受けている被用者で、全額または一部の支給を受けられなかった人

■支給期間 就労できなかった期間のうち、初めの3日間を除いた4日目以降の

期間  
※就労できなかった期間の4日目が令和2年1月1日～3年6月30日の期間に属することが要件です  
■支給額 1日につき、直近の連続した3カ月間の給与と収入の合計額を就労日数で割った金額の3分の2

\*申請方法など詳しくは、市ホームページで紹介しています



国民健康保険の傷病手当金 QRコード



後期高齢者医療の傷病手当金 QRコード

【問い合わせ】 本館国保医療課(☎41-3583)

特例貸付利用者の  
負担を軽減

「緊急小口資金」「総合支援資金」の特例貸付利用者が対象  
はなまき暮らしの継続応援事業



市では、岩手県社会福祉協議会が実施している「緊急小口資金」「総合支援資金」の特例貸付を受けた人の貸付利用相当額の一部を支援しています。

今回、補助額を貸付利用相当額の20%相当額から40%相当額に拡充。特例貸付利用者の負担軽減を図ります。

■対象 緊急小口資金または総合支援資金の特例貸付を受けた人で、次の要件を全て満たす人

- ▶貸付決定から本支援金の申請時点まで、本市の住民基本台帳に記載されている人▶4月以降の収入のうち、前年同月比で20%以上減少した月がひと月以上ある人

■補助額・上限額 貸付利用相当額の40%相当額

- 緊急小口資金…上限8万円
- 総合支援資金…上限24万円

■申請期限 3月31日(水)  
■申請方法 申請書に必要事項を記入の上、▶岩手県社会福祉協議会が発行する貸付決定通知書▶収入が確認できる書類(給与明細書、口座通帳など)▶振込口座確認書類(口座通帳、キャッシュカードなど)一の写しを添えて、持参、郵送のいずれかで下記へ提出

\*申請様式は、「緊急小口資金」「総合支援資金」の申し込み手続き時に配布しているほか、市ホームページに掲載しています



市ホームページ QRコード

既に貸付利用相当額の20%相当額で支援を受けた人には、拡充分との差額を追加で支給しません。該当者には、申請書類を送付しますので、忘れずに申請してください

【問い合わせ・申請】 新館地域福祉課(〒025-8601 花城町9-30 ☎41-3574)